

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 12問 } 3時間  
無線工学 24問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述は、無線局の免許後の変更手続について述べたものである。電波法（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

免許人は、無線局の目的、 A 若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は  B ときは、あらかじめ  C ならない（注）。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

注 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

A	B	C
1 無線局の種別、通信の相手方、通信事項	電波の型式若しくは周波数を変更しようとする	総務大臣の許可を受けなければ
2 通信の相手方、通信事項	無線設備の変更の工事をしようとする	総務大臣の許可を受けなければ
3 無線局の種別、通信の相手方、通信事項	無線設備の変更の工事をしようとする	総務大臣に届け出なければ
4 通信の相手方、通信事項	電波の型式若しくは周波数を変更しようとする	総務大臣に届け出なければ

【解答】2

難易度★★（落ち着いて考えましょう）

選択肢Cが簡単でしょう。許可を受ける必要があります。

選択肢Bを見ると、これは「無線設備の変更の工事」だと分かるので、正解が求まります。選択肢Aは、うろ覚えだとちょっと悩みますが、「無線局の種別を変更」というのはおかしいので分かります。

第十七条

免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない（略）

[2] 総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に関する次の事項のうち、電波法（第5条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- 2 無線局の免許の有効期間満了により免許が効力を失い、その効力を失った日から2年を経過しない者
- 3 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 4 無線局の予備免許の際に指定された工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出がなかったことにより免許を拒否され、その拒否の日から2年を経過しない者

【解答】 1

難易度★（簡単です）

選択肢3については、刑法上の罪と電波法上の罪は関係ありませんから誤りです。

第五条

次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。

- 一 日本の国籍を有しない人
- 二 外国政府又はその代表者
- 三 外国の法人又は団体

（略）

3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

- 一 この法律又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者（以下略）



[3] 総務大臣の行う型式検定に合格したものでなければ施設してはならない無線設備の機器に関する次の事項のうち、電波法（第37条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合を除く。

- 1 放送の業務の用に供する無線局の無線設備の機器
- 2 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備の機器
- 3 電波法第31条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置
- 4 人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線局の無線設備の機器

【解答】3

難易度★（ラッキー問題）

頻出とまではいきませんが、出題されたら確実に正答したい問題です。

第三十七条

次に掲げる無線設備の機器は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

- 一 第三十一条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置
- 二 船舶安全法第二条（同法第二十九条ノ七の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダー
- 三 船舶に施設する救命用の無線設備の機器であって総務省令で定めるもの
- 四 第三十三条の規定により備えなければならない無線設備の機器（前号に掲げるものを除く。）
- 五 第三十四条本文に規定する船舶地球局の無線設備の機器
- 六 航空機に施設する無線設備の機器であって総務省令で定めるもの



[4] 次の記述は、無線設備の安全性の確保等について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3及び第21条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線設備は、破損、発火、発煙等により  **A** ことがあってはならない。
- ② 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度をいう。）が電波法施行規則別表第2号の3の3（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に  **B** のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。
- (1) 平均電力が  **C** 以下の無線局の無線設備
- (2) 移動する無線局の無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備

A	B	C
1 人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える	無線従事者	50ミリワット
2 他の電气的設備の機能に障害を与える	無線従事者	20ミリワット
3 他の電气的設備の機能に障害を与える	取扱者	50ミリワット
4 人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える	取扱者	20ミリワット

#### 【解答】 4

難易度★★（初見ではちょっと難しい問題）

「人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える」は正答しやすいでしょう。

選択肢 B と C は、「取扱者」「20 ミリワット」と規定されています。

#### 第二十一条の三

無線設備は、破損、発火、発煙等により **人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える** ことがあってはならない。

#### 第二十一条の四

無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度をいう。以下同じ。）が別表第二号の三の三に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に **取扱者** のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

一 平均電力が **20ミリワット** 以下の無線局の無線設備

二 移動する無線局の無線設備

三 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備

四 前三号に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備

2 前項の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。



[5] 通信方式の定義を述べた次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「単信方式」とは、単一の通信の相手方に対し、送信のみを行う通信方式をいう。
- 2 「複信方式」とは、相対する方向で送信が同時に行われる通信方式をいう。
- 3 「半複信方式」とは、通信路の一端においては単信方式であり、他の一端においては複信方式である通信方式をいう。
- 4 「同報通信方式」とは、特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報の送信のみを行う通信方式をいう。

【解答】1

難易度★★（ちょっと難易度高い）

前知識なしでは、どれも正しいように思えてしまいます。

第二条

電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定するもののほか、次の定義に従うものとする。

（略）

十六 「単向通信方式」とは、単一の通信の相手方に対し、送信のみを行なう通信方式をいう。

十七 「単信方式」とは、相対する方向で送信が交互に行なわれる通信方式をいう。

十八 「複信方式」とは、相対する方向で送信が同時に行なわれる通信方式をいう。

十九 「半複信方式」とは、通信路の一端においては単信方式であり、他の一端においては複信方式である通信方式をいう。

二十 「同報通信方式」とは、特定の二以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報の送信のみを行なう通信方式をいう。

（以下略）

[6] 次の記述は、無線従事者の免許証について述べたものである。電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を  **A** してなければならない。
- ② 無線従事者は、 **B** に変更を生じたとき又は免許証を汚し、破り、若しくは失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、申請書に次の(1)から(3)までに掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。
- (1) 免許証（免許証を失った場合を除く。）                      (2) 写真1枚
- (3)  **B** の変更の事実を証する書類（  **B** に変更を生じたときに限る。）
- ③ 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から  **C** にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときも同様とする。

	<b>A</b>	<b>B</b>	<b>C</b>
1	無線局に保管	氏名又は住所	10日以内
2	無線局に保管	氏名	30日以内
3	携帯	氏名又は住所	30日以内
4	携帯	氏名	10日以内

【解答】 4

難易度★（定番問題。必ず正解したい）

選択肢 A は、運転免許と同様に「携帯」です。また、無線従事者免許証に住所欄はありませんから、選択肢 B は「氏名」のみです。これで正解が求まります。選択肢 C は「10日以内」と規定されています。

[7] 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 A を  B に人命の救助、災害の救援、 C の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

A	B	C
1 有線通信	利用することができないとき	電力の供給
2 電気通信業務の通信	利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき	電力の供給
3 有線通信	利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき	交通通信
4 電気通信業務の通信	利用することができないとき	交通通信

【解答】3

難易度★（非常通信については良く出る問題。必ず正解しましょう）

#### 第五十二条

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項（特定地上基幹放送局については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

一 遭難通信（船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。）

二 緊急通信（船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。）

三 安全通信（船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。）

四 非常通信（地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、**有線通信**を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、**交通通信**の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。以下同じ。）

五 放送の受信

六 その他総務省令で定める通信



[8] 無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第55条、第56条、第57条及び第59条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信、その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 無線局は、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 3 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数を使用して行われる無線通信（注）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

【解答】 4

難易度★（簡単。必ず正解すること）

電波法第59条は極めて重要な条文ですから、正しく知っておかなければいけません。

第五十九条

何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第四条第一項又は第百六十四条第三項の通信であるものを除く。第百九条並びに第百九条の二第二項及び第三項において同じ。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

[9] 次の記述は、総務大臣が免許人等(注)に対して行うことができる処分について述べたものである。電波法(第76条)の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 免許人又は登録人をいう。

総務大臣は、免許人等が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、

A 以内の期間を定めて B の停止を命じ、又は期間を定めて C を制限することができる。

	A	B	C
1	3月	電波の発射	電波の型式、周波数若しくは空中線電力
2	3月	無線局の運用	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力
3	6月	電波の発射	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力
4	6月	無線局の運用	電波の型式、周波数若しくは空中線電力

### 【解答】2

難易度★★★(知らないと出来ないし、どれもありそうで悩む問題)

「常識で考えて排除できる選択肢」とか「常識で考えて正しい選択肢」が存在しないタイプの問題ですから、正確に覚えておかなければいけない問題です。

#### 第七十六条

総務大臣は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

[10] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の検査等について述べたものである。電波法（第73条）及び電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組み合わせを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備等（無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類をいう。以下同じ。）を検査させる。
- ② ①の検査は、当該無線局（注）の免許人から、①により総務大臣が通知した期日の  A 前までに、当該無線局の無線設備等について電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。）が、総務省令で定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類が電波法の関係規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があったときは、①にかかわらず、 B することができる。
- 注 人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。以下同じ。
- ③ 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、速やかにその措置の内容を  C しなければならない。

	A	B	C
1	1月	一部を省略	無線局検査結果通知書の余白に記載
2	3月	一部を省略	総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告
3	3月	省略	無線局検査結果通知書の余白に記載
4	1月	省略	総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告

#### 【解答】 4

難易度★★（ちょっと悩む）

選択肢 C を見れば、正解は 2 か 4 に限られます。指示を受けて措置をしたのですから、その旨を報告しなければなりません。

選択肢 B の「一部を省略」と「全部を省略」が紛らわしいのですが、無線局を開設する際の検査ではなく、開設時の検査に合格して運用を開始してからの定期検査ですから、基準が緩和されて「全部を省略」で OK、と解釈しましょう。

[11] 無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときに、総務大臣が当該無線設備を使用する無線局（登録局を除く。）の免許人に対して行うことができる処分に関する次の事項のうち、電波法（第71条の5）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置を執るべきことを命ずること。
- 2 臨時に電波の発射の停止を命ずること。
- 3 当該無線設備の使用を禁止すること。
- 4 無線局の免許を取り消すこと。

【解答】 1

難易度★★（ちょっと悩みますが、これを機に覚えておきましょう）

電波の質が適合しない場合の「臨時に電波の発射の停止を命ずる」規定と混同しそうなので注意が必要です。

技術基準に適合していない場合、適合するように修理等を命ずることができます。

第七十一条の五

総務大臣は、無線設備が第三章に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を使用する無線局の免許人等に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

[12] 無線局の免許等に関する次の記述のうち、電波法（第14条、第21条及び第24条）及び無線局免許手続規則（第22条及び第23条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線局の免許を与えたときは、免許状を交付するものとし、その免許状には、免許の年月日及び免許の番号、免許人の氏名又は名称及び住所、無線局の種別、無線局の目的、通信の相手方及び通信事項、無線設備の設置場所、免許の有効期間、識別信号、電波の型式及び周波数、空中線電力並びに運用許容時間を記載しなければならない。
- 2 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 3 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告しなければならない。
- 4 免許人は、免許状を破損し、汚し、失った等のために免許状の再交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。ただし、免許状を失った等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

【解答】 3

難易度★（簡単な問題）

自分で免許状を破棄する、というのは明らかにおかしいですね。「一か月以内に返納」が正しい記述です。

第二十四条

免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、一箇月以内にその免許状を返納しなければならない。